

- ・日時：2019 年 1 月 12 日（土） 19:00～20:30
- ・場所：西集会所

A. 報告・連絡事項

1. 会長席より

- ① 12 月 日東部地区社協理事会報告：白銀小学校にて 9/15 敬老会出席者 122 名（対象者 1,061 名）で開催された。住民・地域交流委員会等協力された方ご苦労様でした。

2. 各委員会より

● 総務委員会（花田）

- ① 負担軽減措置申請書（班長免除・役員就任免除）に基づく審議結果について
 - ・資料に基づき説明あり。→班長免除 2 件、役員免除 12 件の計 14 件すべて役員会で承認された。なお、承認書は、担当班長経由で該当者に渡す。また、平成 31 年度新班長予定者名簿の確認も行った。
- ② 新班長説明会他について
 - ・2 月 17 日（日）午後 2 時から西集会所会議室にて開催予定。なお、新班長に出欠通知書を渡して出席又は欠席（委任状）を 1 月 までに総務委員長へ提出のこと。

● 会計委員会（萩原）

- ① 年度末の入金、支払について
 - ・3 月末までに支払いを済ませたい班長は、銀行に出向くことも考慮して早めに支払明細書を提出のこと。
- ② 12 月末月次予算実績については、諸事情により本日提示できなかったため、2 月開催の第 10 回班長会で 1 月分と併せて報告予定。
- ③ 2/9 第 10 回班長会開催前に役員・班長の手当て支給を予定。各班長は印鑑を持参のこと。

● 環境美化・地区計画運営委員会（安藤）

- ① 白銀地区の地区計画に関わる実態調査「環境パトロール」の実施結果について
 - ・現在、報告書を取りまとめ中であり、2 月の班長会で報告予定。

● 共用施設管理委員会（金子）→ なし

● 広報委員会（紫垣）

- ① 歳末助け合い募金集計結果：75,308 円（12/25 千葉県共同募金会佐倉支会へ納入済み）

● 防犯・交通委員会（仲台） なし

● 防災委員会（川井田）→ なし

● 住民・地域交流委員会（高橋）

- ① 第 4 回クリスマスコンサート実施結果について
 - ・参加者：大人 150 名、子ども 60 名の計 210 名であり、自治会班長、コンサート支援者を入れると計 220～230 名であった。なお、コンサートは大盛り上がりで結果大成功であった。また、会計処理も終了している。

B. 検討・議決事項

1. 会長席より

- ① 佐倉白銀ニュータウン自治会個人情報管理規約改正案について

- ・第 1 条：自治会活動の一環として自治会員相互のコミュニケーション形成を図っており、表現がダブるため「自治会員相互のコミュニケーション形成」を削除する。
- ・第 3 条第 1 項及び第 2 項(3)の「および」は、他の箇所では漢字で記載されており整合性をとるため「及び」に修正する。
- ・第 4 条：「自治会は個人情報を次に掲げる場合を除き、事前に本人の同意を得ないで第三者に開示しない」と三重否定になっており分かりづらいため「個人情報を本人以外の第三者に提供

するときは、原則として、事前に本人の同意を得なければならない。」と分かりやすく修正する。また、第4条(1)～(4)は、原則でない場合の記載であるため、「次に掲げる場合は、本人の同意を得なくても第三者に提供することができる」という記載を追加する。

- ・第4条(2)及び(3)については、「広報オンライン〔小規模事業者や自治会・同窓会もすべての事業者が対象です。これだけは知っておきたい個人情報のルール〕第3項(4)個人情報を他人に渡すとき」を参照して分かりやすい表現とする。

以上の削除、修正等については、定期総会にて提案することで承認された。

- ② 「防犯カメラ設置反対」の小さなチラシが各戸ポストに入っていたが、自治会としてこのチラシの対応を検討すべきとの意見や対応の必要はないとの意見も出されたので、次回班長会で検討結果を報告することとした。

2. 各委員会より

● 会計委員会（大原）

- ① 統括管理人の給与の見直しについて、資料に基づき説明あり。

- ・当初、勤務時間の想定は一人1日5時間×10日＝50時間としていたが、2年間の運用実績は、一人平均約60時間と想定を超えた勤務時間となっている。また、月によっても勤務時間にバラつきがあるため、**集会所管理人と同じ「月ごとに相応（時給千円）」の報酬を支払う内容に修正すること及び月の勤務時間は最大75時間を目安とすることで承認された。**

● 防犯・交通委員会（永尾）

- ① 防犯カメラ設置に関し、定期総会での共用施設維持管理規約改正案の提案について及び意向確認書の書式案の内容について、資料に基づき説明あり。

- ・書面による意向確認を実施するにあたり、住民の何割の賛成をもって可決とすべきかの根拠が見つからないので、弁護士に相談し、その助言を基に検討した結果、規約の改正が望ましいという結論に達し、班長会に提案した。その結果、**共用施設維持管理規約改正案を定期総会に諮ることとした。**
- ・意向確認用書面については、賛否の判断をしやすいように、また、設置となった場合には詳細について再度の意向確認をしなくてもいいように、敢えて具体的な内容の「意向確認書」として資料を取りまとめた。次期自治会役員の負担を少しでも軽減できればと思っている。
- ・意向確認用書面案に具体的な内容を記載しているが、防犯・交通委員会としては、あくまでも中立の立場で資料を作成している。なお、本日の資料は、班長会での討議用に作成したものであり、現時点では決まっていることは何もないので、取扱いには注意してほしい。
- ・規約の改訂案及び意向確認書面案について、配布してすぐには検討、議論は難しいと思えるので、2月9日開催の班長会で討議願いたい。

以上